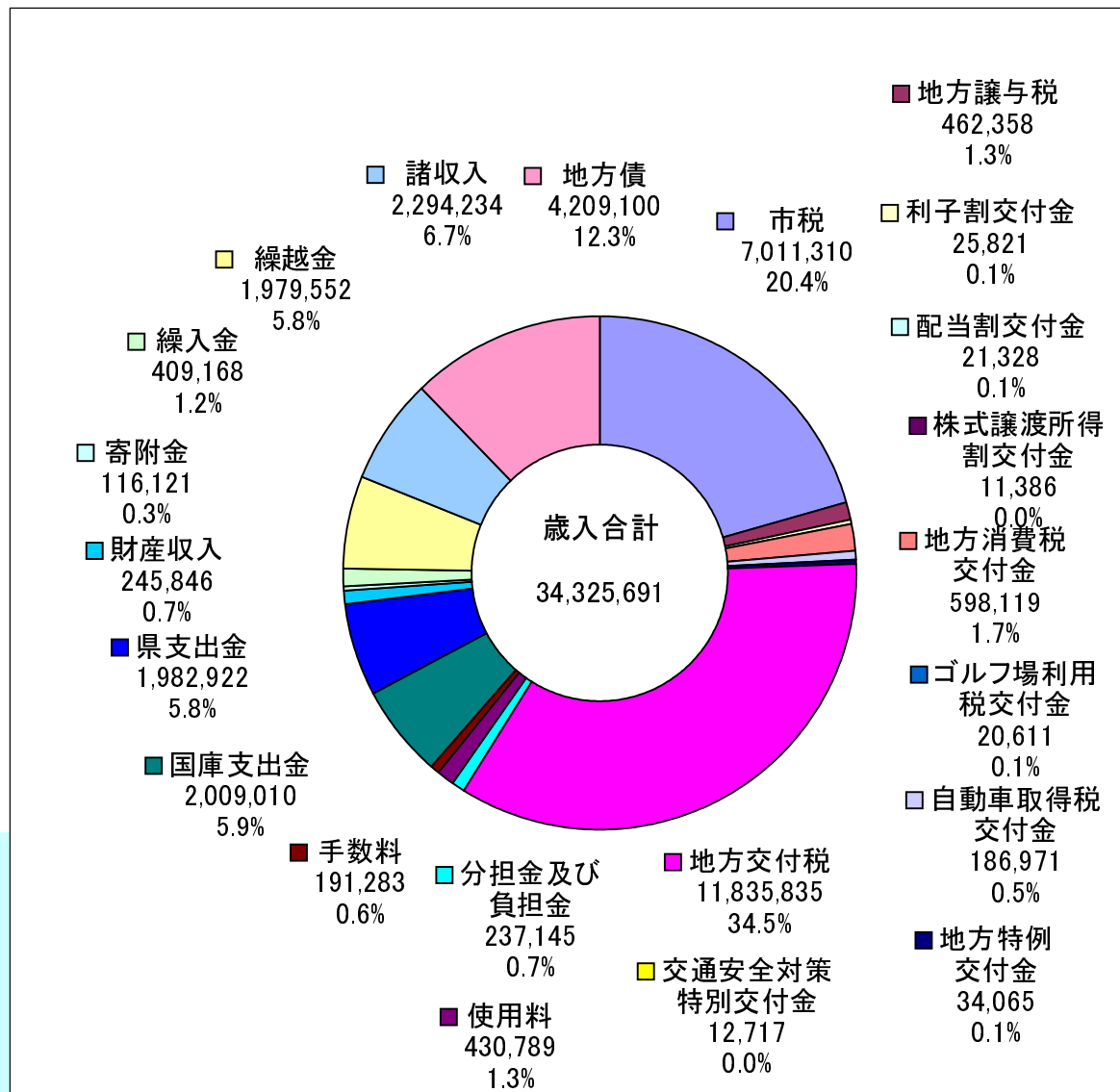


＜平成19年度一般会計決算 歳入の状況＞

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
1 市税	7,011,310	20.4
2 地方譲与税	462,358	1.3
3 利子割交付金	25,821	0.1
4 配当割交付金	21,328	0.1
5 株式譲渡所得割交付金	11,386	0.0
6 地方消費税交付金	598,119	1.7
7 ゴルフ場利用税交付金	20,611	0.1
8 自動車取得税交付金	186,971	0.5
9 地方特例交付金	34,065	0.1
10 地方交付税	11,835,835	34.5
11 交通安全対策特別交付金	12,717	0.0
12 分担金及び負担金	237,145	0.7
13 使用料	430,789	1.3
14 手数料	191,283	0.6
15 国庫支出金	2,009,010	5.9
16 県支出金	1,982,922	5.8
17 財産収入	245,846	0.7
18 寄附金	116,121	0.3
19 繰入金	409,168	1.2
20 繰越金	1,979,552	5.8
21 諸収入	2,294,234	6.7
22 地方債	4,209,100	12.3
歳入合計	34,325,691	100.0

(単位:千円、%)



〔補足説明〕地方公共団体の歳入について

＜一般財源＞

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般的には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などがこれにあたる。

＜特定財源＞

一般財源に対し、財源の用途が特定されているものをいう。

国庫支出金、都道府県支出金、地方債、分担金・負担金、使用料、手数料などがこれにあたる。